

令和 6 年 第 4 回
市 議 会 定 例 会 資 料

その 2

目 次

議案第 117 号関係	-----	5
議案第 118 号関係	-----	1 2
報告第 1 8 号関係	-----	2 8

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

1 提案の理由

職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定に鑑み、議員及び特別職の職員の期末手当並びに会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項、第203条の2第5項及び第204条第3項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例関係

議員等の期末手当について、支給割合を2.375月分に引き上げることとした。

（第3条関係）

(2) 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例関係

特別職の職員の期末手当について、支給割合を市長にあっては1.8月分に、副市長、教育長及び病院事業管理者にあっては1.85月分に引き上げることとした。

（第4条関係）

(3) 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例関係

ア 会計年度任用職員の期末手当について、支給割合を1.275月分に引き上げることとした。（第16条関係）

イ 会計年度任用職員の勤勉手当について、支給割合を1.075月分に引き上げることとした。（第17条関係）

(4) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)	
(期末手当)	(期末手当)
第3条 略	第3条 略
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、死亡等によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては <u>100分の237.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、死亡等によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。
3 略	3 略
4 略	4 略
(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)	
(期末手当等)	(期末手当等)
第4条 略	第4条 略
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第27条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第27条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の180

(2) 副市長、教育長及び病院事業管理者 100分の185

3 略

4 略

(1) 市長 100分の175

(2) 副市長、教育長及び病院事業管理者 100分の180

3 略

4 略

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3

略

5

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3

略

5

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3

略

5

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3

略

5

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二条の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

- 3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。
- 4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
- 6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。
- 7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

○茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則について

1 提案の理由

職員の勤勉手当の額の改定に鑑み、会計年度任用職員の勤勉手当の額を改定するため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）
第17条第2項

3 規則の概要

- (1) 会計年度任用職員の勤勉手当の額を算出するに当たって勤勉手当基礎額に乗じる支給割合を、勤務期間による割合に100分の215を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た割合に引き上げることとした。（第13条関係）
- (2) この規則は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の支給日等) 第13条 略 2 略 3 条例第17条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次項に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（同項において「期間率」という。）に<u>100分の215</u>を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た割合とする。 4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第3に定める割合とする。 5 略	(勤勉手当の支給日等) 第13条 略 2 略 3 条例第17条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次項に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（同項において「期間率」という。）に<u>100分の205</u>を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た割合とする。 4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第3に定める割合とする。 5 略

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するため提案する。

2 根拠法規

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市職員給与条例関係

ア 職員の期末手当について、支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125月分）に引き上げることとした。（第27条関係）

イ 職員の勤勉手当について、支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125月分）に引き上げることとした。（第30条関係）

ウ 職員の給料月額を約3パーセント引き上げることとした。（別表第1、別表第2関係）

(2) 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係

ア 特定任期付職員の給料月額を約3パーセント引き上げることとした。（第7条関係）

イ 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を1.75月分に引き上げることとした。（第8条関係）

(3) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正) (期末手当) 第27条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4 〃 略 9 (勤勉手当) 第30条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手	(期末手当) 第27条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4 〃 略 9 (勤勉手当) 第30条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手

当基礎額に100分の51.25を乗じて得た
額の総額

3

〃 略

6

別表第1（第5条関係）

1 行政職給料表(1)

略

備考 略

2 行政職給料表(2)

略

備考 略

別表第2（第5条関係）

略

備考 略

（茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

（給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採
用された職員（以下「特定任期付職員」という。

）には、次の給料表を適用する。

略

2

〃 略

5

（茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等）

第8条 略

2 特定任期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例
第26条第1項、第27条第2項及び第31条第
1項の規定の適用については、同条例第26条第
1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職
員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関
する条例（平成21年茅ヶ崎市条例第4号。以下
「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規

当基礎額に100分の48.75を乗じて得た
額の総額

3

〃 略

6

別表第1（第5条関係）

1 行政職給料表(1)

略

備考 略

2 行政職給料表(2)

略

備考 略

別表第2（第5条関係）

略

備考 略

（給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採
用された職員（以下「特定任期付職員」という。

）には、次の給料表を適用する。

略

2

〃 略

5

（茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等）

第8条 略

2 特定任期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例
第26条第1項、第27条第2項及び第31条第
1項の規定の適用については、同条例第26条第
1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職
員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関
する条例（平成21年茅ヶ崎市条例第4号。以下
「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規

定により任期を定めて採用された職員（第31条第1項において「管理監督職員等」という。）」
と、同条例第27条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

定により任期を定めて採用された職員（第31条第1項において「管理監督職員等」という。）」
と、同条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二条の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。

4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の

職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○茅ヶ崎市職員給与条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（別表第1）

ア 行政職給料表(1)

イ 行政職給料表(2)

(2) 医療職給料表（別表第2）

2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第33条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

○茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

茅ヶ崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市職員給与条例の改正に伴い、昇格後の号給及び降格後の号給について所要の調整をするとともに、勤勉手当の成績率を改めるため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第7条第2項及び第30条第2項

3 規則の概要

(1) 茅ヶ崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則関係

昇格時号給対応表における昇格後の号給及び降格時号給対応表における降格後の号給の一部を改めることとした。（別表第7、別表第8関係）

(2) 茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則関係

勤勉手当について、勤勉手当基礎額に乗ずる成績率の上限を100分の215（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、100分の102.5）に引き上げることとした。（第22条関係）

(3) この規則は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした

。

茅ヶ崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後					改 正 前				
(茅ヶ崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)									
別表第7 (第22条関係)					別表第7 (第22条関係)				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
1 行政職給料表(1) 昇格時号給対応表					1 行政職給料表(1) 昇格時号給対応表				
略					略				
2 行政職給料表(2) 昇格時号給対応表					2 行政職給料表(2) 昇格時号給対応表				
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
10	<u>1</u>	<u>2</u>	略	略	10	<u>1</u>	<u>1</u>	略	略
11	<u>1</u>	<u>3</u>	略	略	11	<u>1</u>	<u>1</u>	略	略
12	<u>1</u>	<u>4</u>	略	略	12	<u>1</u>	<u>1</u>	略	略
13	<u>1</u>	<u>5</u>	略	略	13	<u>1</u>	<u>1</u>	略	略
14	<u>1</u>	<u>6</u>	略	略	14	<u>1</u>	<u>1</u>	略	略
15	<u>1</u>	<u>7</u>	略	略	15	<u>1</u>	<u>1</u>	略	略
16	<u>1</u>	<u>8</u>	略	略	16	<u>1</u>	<u>1</u>	略	略
17	<u>2</u>	<u>9</u>	略	略	17	<u>2</u>	<u>1</u>	略	略
18	<u>3</u>	<u>10</u>	略	略	18	<u>3</u>	<u>2</u>	略	略
19	<u>4</u>	<u>11</u>	略	略	19	<u>4</u>	<u>3</u>	略	略
20	<u>5</u>	<u>12</u>	略	略	20	<u>5</u>	<u>4</u>	略	略
21	<u>6</u>	<u>13</u>	略	略	21	<u>6</u>	<u>5</u>	略	略
22	<u>7</u>	<u>13</u>	略	略	22	<u>7</u>	<u>6</u>	略	略
23	<u>8</u>	<u>14</u>	略	略	23	<u>8</u>	<u>7</u>	略	略
24	<u>9</u>	<u>14</u>	略	略	24	<u>9</u>	<u>8</u>	略	略
25	<u>10</u>	<u>15</u>	略	略	25	<u>10</u>	<u>9</u>	略	略
26	<u>11</u>	<u>15</u>	略	略	26	<u>11</u>	<u>10</u>	略	略
27	<u>12</u>	<u>16</u>	略	略	27	<u>12</u>	<u>11</u>	略	略
28	<u>13</u>	<u>16</u>	略	略	28	<u>13</u>	<u>12</u>	略	略
29	<u>14</u>	<u>17</u>	略	略	29	<u>14</u>	<u>13</u>	略	略
30	<u>15</u>	<u>18</u>	略	略	30	<u>15</u>	<u>14</u>	略	略

3 1	<u>1 6</u>	<u>1 9</u>	略	略
3 2	<u>1 7</u>	<u>2 0</u>	略	略
3 3	<u>1 8</u>	<u>2 1</u>	略	略
3 4	<u>1 9</u>	<u>2 2</u>	略	略
3 5	<u>2 0</u>	<u>2 3</u>	略	略
3 6	<u>2 1</u>	<u>2 4</u>	略	略
3 7	<u>2 2</u>	<u>2 5</u>	略	略
3 8	<u>2 3</u>	<u>2 6</u>	略	略
3 9	<u>2 4</u>	<u>2 7</u>	略	略
4 0	<u>2 5</u>	<u>2 8</u>	略	略
4 1	<u>2 6</u>	<u>2 9</u>	略	略
4 2	<u>2 7</u>	<u>3 0</u>	略	略
4 3	<u>2 8</u>	<u>3 1</u>	略	略
4 4	<u>2 9</u>	<u>3 2</u>	略	略
4 5	<u>3 0</u>	<u>3 3</u>	略	略
4 6	<u>3 1</u>	<u>3 4</u>	略	略
4 7	<u>3 2</u>	<u>3 5</u>	略	略
4 8	<u>3 3</u>	<u>3 6</u>	略	略
4 9	<u>3 4</u>	<u>3 7</u>	略	略
5 0	<u>3 5</u>	<u>3 8</u>	略	略
5 1	<u>3 6</u>	<u>3 9</u>	略	略
5 2	<u>3 7</u>	<u>4 0</u>	略	略
5 3	<u>3 8</u>	<u>4 1</u>	略	略
5 4	<u>3 8</u>	<u>4 2</u>	略	略
5 5	<u>3 9</u>	<u>4 3</u>	略	略
5 6	<u>3 9</u>	<u>4 4</u>	略	略
5 7	<u>4 0</u>	<u>4 5</u>	略	略
5 8	<u>4 0</u>	<u>4 6</u>	略	略
5 9	<u>4 1</u>	<u>4 7</u>	略	略
6 0	<u>4 1</u>	<u>4 8</u>	略	略
6 1	<u>4 2</u>	<u>4 9</u>	略	略
6 2	<u>4 2</u>	<u>4 9</u>	略	略
6 3	<u>4 3</u>	<u>5 0</u>	略	略
6 4	<u>4 3</u>	<u>5 0</u>	略	略
6 5	<u>4 4</u>	<u>5 1</u>	略	略

3 1	<u>1 6</u>	<u>1 5</u>	略	略
3 2	<u>1 7</u>	<u>1 6</u>	略	略
3 3	<u>1 8</u>	<u>1 7</u>	略	略
3 4	<u>1 9</u>	<u>1 8</u>	略	略
3 5	<u>2 0</u>	<u>1 9</u>	略	略
3 6	<u>2 1</u>	<u>2 0</u>	略	略
3 7	<u>2 2</u>	<u>2 1</u>	略	略
3 8	<u>2 3</u>	<u>2 2</u>	略	略
3 9	<u>2 4</u>	<u>2 3</u>	略	略
4 0	<u>2 5</u>	<u>2 4</u>	略	略
4 1	<u>2 6</u>	<u>2 5</u>	略	略
4 2	<u>2 7</u>	<u>2 6</u>	略	略
4 3	<u>2 8</u>	<u>2 7</u>	略	略
4 4	<u>2 9</u>	<u>2 8</u>	略	略
4 5	<u>3 0</u>	<u>2 9</u>	略	略
4 6	<u>3 1</u>	<u>3 0</u>	略	略
4 7	<u>3 2</u>	<u>3 1</u>	略	略
4 8	<u>3 3</u>	<u>3 2</u>	略	略
4 9	<u>3 4</u>	<u>3 3</u>	略	略
5 0	<u>3 5</u>	<u>3 4</u>	略	略
5 1	<u>3 6</u>	<u>3 5</u>	略	略
5 2	<u>3 7</u>	<u>3 6</u>	略	略
5 3	<u>3 8</u>	<u>3 7</u>	略	略
5 4	<u>3 9</u>	<u>3 8</u>	略	略
5 5	<u>4 0</u>	<u>3 9</u>	略	略
5 6	<u>4 1</u>	<u>4 0</u>	略	略
5 7	<u>4 2</u>	<u>4 1</u>	略	略
5 8	<u>4 3</u>	<u>4 2</u>	略	略
5 9	<u>4 4</u>	<u>4 3</u>	略	略
6 0	<u>4 5</u>	<u>4 4</u>	略	略
6 1	<u>4 6</u>	<u>4 5</u>	略	略
6 2	<u>4 6</u>	<u>4 6</u>	略	略
6 3	<u>4 7</u>	<u>4 7</u>	略	略
6 4	<u>4 7</u>	<u>4 8</u>	略	略
6 5	<u>4 8</u>	<u>4 9</u>	略	略

6 6	<u>4 4</u>	<u>5 1</u>	略	略
6 7	<u>4 5</u>	<u>5 2</u>	略	略
6 8	<u>4 5</u>	<u>5 2</u>	略	略
6 9	<u>4 6</u>	<u>5 3</u>	略	略
7 0	<u>4 6</u>	<u>5 3</u>	略	略
7 1	<u>4 7</u>	<u>5 4</u>	略	略
7 2	<u>4 7</u>	<u>5 4</u>	略	略
7 3	<u>4 8</u>	<u>5 5</u>	略	略
7 4	<u>4 8</u>	<u>5 5</u>	略	略
7 5	<u>4 9</u>	<u>5 6</u>	略	略
7 6	<u>4 9</u>	<u>5 6</u>	略	略
7 7	<u>5 0</u>	<u>5 7</u>	略	略
7 8	<u>5 0</u>	<u>5 7</u>	略	略
7 9	<u>5 1</u>	<u>5 8</u>	略	略
8 0	<u>5 1</u>	<u>5 8</u>	略	略
8 1	<u>5 2</u>	<u>5 9</u>	略	略
8 2	<u>5 2</u>	<u>5 9</u>	略	略
8 3	<u>5 3</u>	<u>6 0</u>	略	略
8 4	<u>5 3</u>	<u>6 0</u>	略	略
8 5	<u>5 4</u>	<u>6 1</u>	略	略
8 6	<u>5 4</u>	<u>6 2</u>	略	略
8 7	<u>5 5</u>	<u>6 3</u>	略	略
8 8	<u>5 5</u>	<u>6 4</u>	略	略
8 9	<u>5 6</u>	<u>6 5</u>	略	略
9 0	<u>5 6</u>	<u>6 5</u>	略	略
9 1	<u>5 7</u>	<u>6 6</u>	略	略
9 2	<u>5 7</u>	<u>6 6</u>	略	略
9 3	<u>5 8</u>	<u>6 7</u>	略	略
9 4	<u>5 8</u>	<u>6 7</u>	略	略
9 5	<u>5 9</u>	<u>6 8</u>	略	略
9 6	<u>5 9</u>	<u>6 8</u>	略	略
9 7	<u>6 0</u>	<u>6 9</u>	略	略
9 8	<u>6 0</u>	<u>6 9</u>	略	略
9 9	<u>6 1</u>	<u>6 9</u>	略	略
1 0 0	<u>6 1</u>	<u>6 9</u>	略	略

6 6	<u>4 8</u>	<u>5 0</u>	略	略
6 7	<u>4 9</u>	<u>5 1</u>	略	略
6 8	<u>4 9</u>	<u>5 2</u>	略	略
6 9	<u>5 0</u>	<u>5 3</u>	略	略
7 0	<u>5 1</u>	<u>5 4</u>	略	略
7 1	<u>5 2</u>	<u>5 5</u>	略	略
7 2	<u>5 3</u>	<u>5 6</u>	略	略
7 3	<u>5 4</u>	<u>5 7</u>	略	略
7 4	<u>5 5</u>	<u>5 8</u>	略	略
7 5	<u>5 6</u>	<u>5 9</u>	略	略
7 6	<u>5 7</u>	<u>6 0</u>	略	略
7 7	<u>5 8</u>	<u>6 1</u>	略	略
7 8	<u>5 9</u>	<u>6 1</u>	略	略
7 9	<u>6 0</u>	<u>6 2</u>	略	略
8 0	<u>6 1</u>	<u>6 2</u>	略	略
8 1	<u>6 2</u>	<u>6 3</u>	略	略
8 2	<u>6 3</u>	<u>6 3</u>	略	略
8 3	<u>6 4</u>	<u>6 4</u>	略	略
8 4	<u>6 5</u>	<u>6 4</u>	略	略
8 5	<u>6 6</u>	<u>6 5</u>	略	略
8 6	<u>6 7</u>	<u>6 5</u>	略	略
8 7	<u>6 8</u>	<u>6 6</u>	略	略
8 8	<u>6 9</u>	<u>6 6</u>	略	略
8 9	<u>7 0</u>	<u>6 7</u>	略	略
9 0	<u>7 0</u>	<u>6 7</u>	略	略
9 1	<u>7 1</u>	<u>6 8</u>	略	略
9 2	<u>7 1</u>	<u>6 8</u>	略	略
9 3	<u>7 2</u>	<u>6 9</u>	略	略
9 4	<u>7 2</u>	<u>6 9</u>	略	略
9 5	<u>7 3</u>	<u>7 0</u>	略	略
9 6	<u>7 3</u>	<u>7 0</u>	略	略
9 7	<u>7 4</u>	<u>7 1</u>	略	略
9 8	<u>7 4</u>	<u>7 1</u>	略	略
9 9	<u>7 5</u>	<u>7 2</u>	略	略
1 0 0	<u>7 5</u>	<u>7 2</u>	略	略

101	<u>62</u>	<u>69</u>	略	略
102		<u>70</u>	略	略
103		<u>70</u>	略	略
104		<u>70</u>	略	略
105		<u>70</u>	略	略
106		<u>70</u>	略	略
107		<u>71</u>	略	略
108		<u>71</u>	略	略
109		<u>71</u>	略	略
110		<u>71</u>	略	略
111		<u>71</u>	略	略
112		<u>72</u>	略	略
113		<u>72</u>	略	略
114		<u>72</u>	略	略
115		<u>72</u>	略	略
116		<u>72</u>	略	略
117		<u>73</u>	略	略
118		<u>73</u>	略	
119		<u>74</u>	略	
120		<u>74</u>	略	
121		<u>75</u>	略	
略			略	

3 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略	略	略
30	<u>18</u>	略	略
31	<u>19</u>	略	略
32	<u>19</u>	略	略
33	<u>20</u>	略	略
34	<u>20</u>	略	略
35	<u>21</u>	略	略
36	<u>21</u>	略	略
37	<u>22</u>	略	略

101	<u>76</u>	<u>73</u>	略	略
102		<u>73</u>	略	略
103		<u>73</u>	略	略
104		<u>73</u>	略	略
105		<u>73</u>	略	略
106		<u>74</u>	略	略
107		<u>74</u>	略	略
108		<u>74</u>	略	略
109		<u>74</u>	略	略
110		<u>74</u>	略	略
111		<u>75</u>	略	略
112		<u>75</u>	略	略
113		<u>75</u>	略	略
114		<u>75</u>	略	略
115		<u>75</u>	略	略
116		<u>76</u>	略	略
117		<u>76</u>	略	略
118		<u>76</u>	略	
119		<u>76</u>	略	
120		<u>76</u>	略	
121		<u>77</u>	略	
略			略	

3 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略	略	略
30	<u>19</u>	略	略
31	<u>20</u>	略	略
32	<u>21</u>	略	略
33	<u>22</u>	略	略
34	<u>22</u>	略	略
35	<u>22</u>	略	略
36	<u>23</u>	略	略
37	<u>23</u>	略	略

3 8	<u>2 2</u>	略	略
3 9	<u>2 2</u>	略	略
4 0	<u>2 2</u>	略	略
4 1	<u>2 2</u>	略	略
4 2	<u>2 3</u>	略	略
4 3	<u>2 3</u>	略	略
4 4	<u>2 3</u>	略	略
4 5	<u>2 3</u>	略	略
4 6	<u>2 3</u>	略	略
4 7	<u>2 4</u>	略	略
4 8	<u>2 4</u>	略	略
4 9	<u>2 4</u>	略	略
5 0	<u>2 4</u>	略	略
5 1	<u>2 4</u>	略	略
5 2	<u>2 5</u>	略	略
5 3	<u>2 5</u>	略	略
5 4	<u>2 5</u>	略	略
5 5	<u>2 5</u>	略	略
5 6	<u>2 5</u>	略	略
5 7	<u>2 6</u>	略	略
5 8	<u>2 6</u>	略	略
5 9	<u>2 6</u>	略	略
6 0	<u>2 7</u>	略	略
6 1	<u>2 7</u>	略	略
6 2	<u>2 7</u>	略	略
6 3	<u>2 8</u>	略	略
6 4	<u>2 8</u>	略	略
6 5	<u>2 8</u>	略	略
略		略	略

備考 略

別表第8（第24条関係）

降格時号給対応表

1 行政職給料表(1) 降格時号給対応表

略

2 行政職給料表(2) 降格時号給対応表

3 8	<u>2 3</u>	略	略
3 9	<u>2 4</u>	略	略
4 0	<u>2 4</u>	略	略
4 1	<u>2 4</u>	略	略
4 2	<u>2 5</u>	略	略
4 3	<u>2 5</u>	略	略
4 4	<u>2 5</u>	略	略
4 5	<u>2 6</u>	略	略
4 6	<u>2 6</u>	略	略
4 7	<u>2 6</u>	略	略
4 8	<u>2 7</u>	略	略
4 9	<u>2 7</u>	略	略
5 0	<u>2 7</u>	略	略
5 1	<u>2 8</u>	略	略
5 2	<u>2 8</u>	略	略
5 3	<u>2 8</u>	略	略
5 4	<u>2 9</u>	略	略
5 5	<u>2 9</u>	略	略
5 6	<u>2 9</u>	略	略
5 7	<u>3 0</u>	略	略
5 8	<u>3 0</u>	略	略
5 9	<u>3 0</u>	略	略
6 0	<u>3 1</u>	略	略
6 1	<u>3 1</u>	略	略
6 2	<u>3 1</u>	略	略
6 3	<u>3 2</u>	略	略
6 4	<u>3 2</u>	略	略
6 5	<u>3 2</u>	略	略
略		略	略

備考 略

別表第8（第24条関係）

降格時号給対応表

1 行政職給料表(1) 降格時号給対応表

略

2 行政職給料表(2) 降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	<u>1 6</u>	<u>9</u>	略	略
2	<u>1 7</u>	<u>1 0</u>	略	略
3	<u>1 8</u>	<u>1 1</u>	略	略
4	<u>1 9</u>	<u>1 2</u>	略	略
5	<u>2 0</u>	<u>1 3</u>	略	略
6	<u>2 1</u>	<u>1 4</u>	略	略
7	<u>2 2</u>	<u>1 5</u>	略	略
8	<u>2 3</u>	<u>1 6</u>	略	略
9	<u>2 4</u>	<u>1 7</u>	略	略
1 0	<u>2 5</u>	<u>1 8</u>	略	略
1 1	<u>2 6</u>	<u>1 9</u>	略	略
1 2	<u>2 7</u>	<u>2 0</u>	略	略
1 3	<u>2 8</u>	<u>2 2</u>	略	略
1 4	<u>2 9</u>	<u>2 4</u>	略	略
1 5	<u>3 0</u>	<u>2 6</u>	略	略
1 6	<u>3 1</u>	<u>2 8</u>	略	略
1 7	<u>3 2</u>	<u>2 9</u>	略	略
1 8	<u>3 3</u>	<u>3 0</u>	略	略
1 9	<u>3 4</u>	<u>3 1</u>	略	略
2 0	<u>3 5</u>	<u>3 2</u>	略	略
2 1	<u>3 6</u>	<u>3 3</u>	略	略
2 2	<u>3 7</u>	<u>3 4</u>	略	略
2 3	<u>3 8</u>	<u>3 5</u>	略	略
2 4	<u>3 9</u>	<u>3 6</u>	略	略
2 5	<u>4 0</u>	<u>3 7</u>	略	略
2 6	<u>4 1</u>	<u>3 8</u>	略	略
2 7	<u>4 2</u>	<u>3 9</u>	略	略
2 8	<u>4 3</u>	<u>4 0</u>	略	略
2 9	<u>4 4</u>	<u>4 1</u>	略	略
3 0	<u>4 5</u>	<u>4 2</u>	略	略
3 1	<u>4 6</u>	<u>4 3</u>	略	略
3 2	<u>4 7</u>	<u>4 4</u>	略	略

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	<u>1 6</u>	<u>1 7</u>	略	略
2	<u>1 7</u>	<u>1 8</u>	略	略
3	<u>1 8</u>	<u>1 9</u>	略	略
4	<u>1 9</u>	<u>2 0</u>	略	略
5	<u>2 0</u>	<u>2 1</u>	略	略
6	<u>2 1</u>	<u>2 2</u>	略	略
7	<u>2 2</u>	<u>2 3</u>	略	略
8	<u>2 3</u>	<u>2 4</u>	略	略
9	<u>2 4</u>	<u>2 5</u>	略	略
1 0	<u>2 5</u>	<u>2 6</u>	略	略
1 1	<u>2 6</u>	<u>2 7</u>	略	略
1 2	<u>2 7</u>	<u>2 8</u>	略	略
1 3	<u>2 8</u>	<u>2 9</u>	略	略
1 4	<u>2 9</u>	<u>3 0</u>	略	略
1 5	<u>3 0</u>	<u>3 1</u>	略	略
1 6	<u>3 1</u>	<u>3 2</u>	略	略
1 7	<u>3 2</u>	<u>3 3</u>	略	略
1 8	<u>3 3</u>	<u>3 4</u>	略	略
1 9	<u>3 4</u>	<u>3 5</u>	略	略
2 0	<u>3 5</u>	<u>3 6</u>	略	略
2 1	<u>3 6</u>	<u>3 7</u>	略	略
2 2	<u>3 7</u>	<u>3 8</u>	略	略
2 3	<u>3 8</u>	<u>3 9</u>	略	略
2 4	<u>3 9</u>	<u>4 0</u>	略	略
2 5	<u>4 0</u>	<u>4 1</u>	略	略
2 6	<u>4 1</u>	<u>4 2</u>	略	略
2 7	<u>4 2</u>	<u>4 3</u>	略	略
2 8	<u>4 3</u>	<u>4 4</u>	略	略
2 9	<u>4 4</u>	<u>4 5</u>	略	略
3 0	<u>4 5</u>	<u>4 6</u>	略	略
3 1	<u>4 6</u>	<u>4 7</u>	略	略
3 2	<u>4 7</u>	<u>4 8</u>	略	略

3 3	<u>4 8</u>	<u>4 5</u>	略	略
3 4	<u>4 9</u>	<u>4 6</u>	略	略
3 5	<u>5 0</u>	<u>4 7</u>	略	略
3 6	<u>5 1</u>	<u>4 8</u>	略	略
3 7	<u>5 2</u>	<u>4 9</u>	略	略
3 8	<u>5 4</u>	<u>5 0</u>	略	略
3 9	<u>5 6</u>	<u>5 1</u>	略	略
4 0	<u>5 8</u>	<u>5 2</u>	略	略
4 1	<u>6 0</u>	<u>5 3</u>	略	略
4 2	<u>6 2</u>	<u>5 4</u>	略	略
4 3	<u>6 4</u>	<u>5 5</u>	略	略
4 4	<u>6 6</u>	<u>5 6</u>	略	略
4 5	<u>6 8</u>	<u>5 7</u>	略	略
4 6	<u>7 0</u>	<u>5 8</u>	略	略
4 7	<u>7 2</u>	<u>5 9</u>	略	略
4 8	<u>7 4</u>	<u>6 0</u>	略	略
4 9	<u>7 6</u>	<u>6 2</u>	略	略
5 0	<u>7 8</u>	<u>6 4</u>	略	略
5 1	<u>8 0</u>	<u>6 6</u>	略	略
5 2	<u>8 2</u>	<u>6 8</u>	略	略
5 3	<u>8 4</u>	<u>7 0</u>	略	略
5 4	<u>8 6</u>	<u>7 2</u>	略	略
5 5	<u>8 8</u>	<u>7 4</u>	略	略
5 6	<u>9 0</u>	<u>7 6</u>	略	略
5 7	<u>9 2</u>	<u>7 8</u>	略	略
5 8	<u>9 4</u>	<u>8 0</u>	略	略
5 9	<u>9 6</u>	<u>8 2</u>	略	略
6 0	<u>9 8</u>	<u>8 4</u>	略	略
6 1	<u>1 0 0</u>	<u>8 5</u>	略	略
6 2	<u>1 0 1</u>	<u>8 6</u>	略	略
6 3	<u>1 0 1</u>	<u>8 7</u>	略	略
6 4	<u>1 0 1</u>	<u>8 8</u>	略	略
6 5	<u>1 0 1</u>	<u>9 0</u>	略	略
6 6	<u>1 0 1</u>	<u>9 2</u>	略	略
6 7	<u>1 0 1</u>	<u>9 4</u>	略	略

3 3	<u>4 8</u>	<u>4 9</u>	略	略
3 4	<u>4 9</u>	<u>5 0</u>	略	略
3 5	<u>5 0</u>	<u>5 1</u>	略	略
3 6	<u>5 1</u>	<u>5 2</u>	略	略
3 7	<u>5 2</u>	<u>5 3</u>	略	略
3 8	<u>5 3</u>	<u>5 4</u>	略	略
3 9	<u>5 4</u>	<u>5 5</u>	略	略
4 0	<u>5 5</u>	<u>5 6</u>	略	略
4 1	<u>5 6</u>	<u>5 7</u>	略	略
4 2	<u>5 7</u>	<u>5 8</u>	略	略
4 3	<u>5 8</u>	<u>5 9</u>	略	略
4 4	<u>5 9</u>	<u>6 0</u>	略	略
4 5	<u>6 0</u>	<u>6 1</u>	略	略
4 6	<u>6 2</u>	<u>6 2</u>	略	略
4 7	<u>6 4</u>	<u>6 3</u>	略	略
4 8	<u>6 6</u>	<u>6 4</u>	略	略
4 9	<u>6 8</u>	<u>6 5</u>	略	略
5 0	<u>6 9</u>	<u>6 6</u>	略	略
5 1	<u>7 0</u>	<u>6 7</u>	略	略
5 2	<u>7 1</u>	<u>6 8</u>	略	略
5 3	<u>7 2</u>	<u>6 9</u>	略	略
5 4	<u>7 3</u>	<u>7 0</u>	略	略
5 5	<u>7 4</u>	<u>7 1</u>	略	略
5 6	<u>7 5</u>	<u>7 2</u>	略	略
5 7	<u>7 6</u>	<u>7 3</u>	略	略
5 8	<u>7 7</u>	<u>7 4</u>	略	略
5 9	<u>7 8</u>	<u>7 5</u>	略	略
6 0	<u>7 9</u>	<u>7 6</u>	略	略
6 1	<u>8 0</u>	<u>7 8</u>	略	略
6 2	<u>8 1</u>	<u>8 0</u>	略	略
6 3	<u>8 2</u>	<u>8 2</u>	略	略
6 4	<u>8 3</u>	<u>8 4</u>	略	略
6 5	<u>8 4</u>	<u>8 6</u>	略	略
6 6	<u>8 5</u>	<u>8 8</u>	略	略
6 7	<u>8 6</u>	<u>9 0</u>	略	略

68	<u>101</u>	<u>96</u>	略	略
69	<u>101</u>	<u>101</u>	略	略
70	<u>101</u>	<u>106</u>	略	略
71	<u>101</u>	<u>111</u>	略	略
72	<u>101</u>	<u>116</u>	略	略
73	<u>101</u>	<u>118</u>	略	略
74	<u>101</u>	<u>120</u>	略	略
75	<u>101</u>	<u>121</u>	略	略
76	<u>101</u>	<u>121</u>	略	略
略	略	略	略	略

3 医療職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
略	略	略	略
18	<u>30</u>	略	略
19	<u>32</u>	略	略
20	<u>34</u>	略	略
21	<u>36</u>	略	略
22	<u>41</u>	略	略
23	<u>46</u>	略	略
24	<u>51</u>	略	略
25	<u>56</u>	略	略
26	<u>59</u>	略	略
27	<u>62</u>	略	略
28	<u>65</u>	略	略
29	<u>65</u>	略	略
30	<u>65</u>	略	略
31	<u>65</u>	略	略
略	略	略	略

備考 略

(茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

(勤勉手当の成績率)

第22条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分

68	<u>87</u>	<u>92</u>	略	略
69	<u>88</u>	<u>94</u>	略	略
70	<u>90</u>	<u>96</u>	略	略
71	<u>92</u>	<u>98</u>	略	略
72	<u>94</u>	<u>100</u>	略	略
73	<u>96</u>	<u>105</u>	略	略
74	<u>98</u>	<u>110</u>	略	略
75	<u>100</u>	<u>115</u>	略	略
76	<u>101</u>	<u>120</u>	略	略
略	略	略	略	略

3 医療職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
略	略	略	略
18	<u>29</u>	略	略
19	<u>30</u>	略	略
20	<u>31</u>	略	略
21	<u>32</u>	略	略
22	<u>35</u>	略	略
23	<u>38</u>	略	略
24	<u>41</u>	略	略
25	<u>44</u>	略	略
26	<u>47</u>	略	略
27	<u>50</u>	略	略
28	<u>53</u>	略	略
29	<u>56</u>	略	略
30	<u>59</u>	略	略
31	<u>62</u>	略	略
略	略	略	略

備考 略

(勤勉手当の成績率)

第22条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分

に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 1
00分の215

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の1
02.5

に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 1
00分の205

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の9
7.5

「報告第18号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和6年8月15日 午後1時55分頃
 事故発生場所 赤松町7番2—8先
 事故当事者 相手方 市内在住の女性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和6年 8月15日 事故発生

令和6年 8月15日 公園緑地課より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。

令和6年 8月15日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。

令和6年11月15日 専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区 分	茅 ヶ 崎 市	相 手 方
損 害 額		1 2 1 , 5 5 0 円
(算出内訳)		(治療費) 6 2 , 4 5 0 円 (慰謝料等) 5 9 , 1 0 0 円
過 失 割 合	1 0 0 %	0 %
賠 償 額	1 2 1 , 5 5 0 円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $1 2 1 , 5 5 0 \text{円} \times 1 0 0 \%$ $= 1 2 1 , 5 5 0 \text{円}$	